

総発第145号
令和2年8月19日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和2年6月26日付監発第17号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「小林温泉」（地域創生部交流観光課）
上記施設の指定管理者 《小林温泉管理組合》

【指摘事項】

施設及び物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

指定管理者が管理する施設及び物品等については、小林温泉の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第3条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、市が提示した備品一覧表は、包括協定の締結以前に購入又は更新した備品が反映されていないため、備品の管理が適切になされていなかった。また、備品一覧表に備品として記載されているものの、備品シールがないため現物を確認できないものがあった。市は指定管理者が管理すべき物品等を明確にした上で、包括協定に則り適正に管理すること。

■措置内容

年度内に、指定管理者である小林温泉管理組合と交流観光課と一緒に備品の確認を行うことで所在を明確にし、備品一覧表を更新するとともに備品シールを貼ることで、市の備品と指定管理者の備品を区別し、包括協定に則った適正な備品の管理を行う。

また、今後の対応として定期的に小林温泉管理組合と備品確認作業を実施し、正確に把握するよう努める。